

No 1	北九州市職員の給与に関する条例の一部改正について (総務局人事部給与課)
---------	---

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 給与改定

改定率 0.14パーセント

2 初任給調整手当の支給限度額の改定（第11条の2関係）

現 行	改正後
月額 307,800円	月額 308,000円

3 災害派遣手当の新設（第25条の4関係）

(1) 災害対策基本法（他の法律の規定において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律の規定により、本市に派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給することを定める。

(2) 災害派遣手当の額は、当該手当の支給を受ける職員の滞在期間及び施設の利用区分に応じ、災害対策基本法施行令又は大規模災害からの復興に関する法律施行令に基づき災害派遣手当の額の基準として定められた額と同額とすることを定める。

4 施行期日

1及び2は、規則で定める日（平成28年4月1日から適用）

3は、公布の日

No
2

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について

(総務局人事部給与課)

国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る国家公務員退職手当法の特例に準じた措置を講じる等のため、関係規定を改めるもの

1 雇用保険法の一部改正に伴う失業者の退職手当に関する改正（第9条関係）

(1) 高年齢求職者給付金の支給対象の拡大

現 行	改 正 後
雇用保険法第37条の2第1項に規定する <u>高年齢継続被保険者</u>	雇用保険法第37条の2第1項に規定する <u>高年齢被保険者</u>

(2) 求職活動に伴う費用の支給範囲の拡大

現 行	改 正 後
雇用保険法第59条第2項に規定する <u>広域求職活動費</u>	雇用保険法第59条第2項に規定する <u>求職活動支援費</u>

(次頁に続く)

(続き)

2 国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る特例（付則第13項―第22項関係）

国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る創業者に使用される者（以下「特定被使用者」という。）となるための退職をして、引き続き特定被使用者として在職した後、特定被使用者となった日から起算して3年を経過した日までに再び職員となった者が退職した場合の退職手当の額は、次の（1）及び（2）のうち高い額とする特例を定める。

（1） 先の職員としての在職期間を後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなして計算した退職手当の額から、先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給の日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額の合計額を控除した額

（2） 後の職員としての在職期間により計算した退職手当の額

3 施行期日

1 は、平成29年1月1日

2 は、公布の日

No 3	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について (総務局情報政策部情報政策課)
---------	---

関係省令の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行う特定個人情報を整理する等のため、関係規定を改めるもの

1 市長事務部局内で連携を行う特定個人情報の整理等（別表第2関係）

事 務	現 行	改 正 後
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの <u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	(1) 児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの <u>(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>(1) 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>

(次頁に続く)

(続き)

	<p><u>(4)</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(5)</u> 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p><u>(5)</u> 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(6)</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(7)</u> 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p><u>(1)</u> 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(2)</u> 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(3)</u> 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(4)</u> 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(5)</u> 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

2 施行期日

規則で定める日

<p>N o 4</p>	<p>北九州市印鑑条例の一部改正について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)</p>
<p>店舗等に設置されている通信端末機器により印鑑登録証明書を交付する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 窓口における印鑑登録証明書の交付申請手続の特例（第14条関係）</p> <p>登録者が自ら出頭して申請する場合で、申請者が登録者本人であることを区長が確認することができるときは、印鑑登録証の添付を不要とする。</p> <p>2 コンビニエンスストア等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付等（第14条の2関係）</p> <p>(1) 個人番号カードを用いて、コンビニエンスストア等に設置されている通信端末機器により印鑑登録証明書を交付することができることとする。</p> <p>(2) 証明書自動交付機による印鑑登録証明書の交付を廃止する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>1 は、平成29年1月1日</p> <p>2 は、平成29年5月10日（ただし、(2)は、経過措置により同年7月1日とする。）</p>	

No 5	北九州市市民センター条例の一部改正について (市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課)
---------	---

市民センターを新設するため、関係規定を改めるもの

1 市民センターの新設（別表第1関係）

名称	位置
北九州市立ひびきの市民センター	北九州市若松区大字塩屋73 6番地

2 施行期日

規則で定める日

No
6

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(保健福祉局障害福祉部障害者支援課)

障害者体育施設のスタジオの名称及び使用料を変更するため、関係規定を改めるもの

1 北九州市障害者スポーツセンターのスタジオの名称及び専用使用料の変更（別表第2関係）

現行			改正後		
—	平日	休日等	—	平日	休日等
<u>大スタジオ</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,800円</u>	<u>スタジオ1</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,200円</u>
<u>小スタジオ</u>	1,000円	1,100円	<u>スタジオ2</u>	1,000円	1,100円

2 施行期日

平成29年4月1日

No 7	北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例 について (保健福祉局保健衛生部保健衛生課)
---------	--

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるもの

1 条例の内容

- (1) 趣旨 (第1条)
- (2) 法施行令第12条第2号の条例で定める期間 (第2条)
施設の使用期間の下限を3日とする。
- (3) 認定事業者の責務 (第3条)
- (4) 立入調査等 (第4条)
- (5) 手数料 (第5条)

区 分		金 額	
特定認定の申請の審査		1件につき	21,200円
特定認定の変更 申請の審査	現地調査あり	1件につき	10,500円
	現地調査なし	1件につき	2,500円

- (6) 委任 (第6条)

2 施行期日
公布の日

N o
8

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例について

(産業経済局農林水産部農林課)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるもの

1 条例の内容

(1) 趣旨 (第1条)

(2) 委員の定数 (第2条)

農業委員会の名称	定数
北九州市東部農業委員会	19人
北九州市西部農業委員会	14人

(3) 農地利用最適化推進委員の定数 (第3条)

農業委員会の名称	定数
北九州市東部農業委員会	14人
北九州市西部農業委員会	8人

2 施行期日

平成29年7月18日

No 9	道路交通法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について (建設局公園緑地部公園管理課)
---------	---

道路交通法の一部改正に伴い、駐車場の使用料等に係る自動車の区分を整理するため、関係規定を改めるもの

1 関係条例及び改正内容

関係条例	駐車場又は駐車施設	現行	改正後
北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（別表第2、別表第3関係）	北九州市立総合農事センター駐車場	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、 <u>道路交通法</u> 第3条に規定するところによる。	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、 <u>道路交通法の一部を改正する法律による改正前の道路交通法</u> （以下「 <u>改正前の道路交通法</u> 」という。）第3条に規定するところによる。
	北九州市関門海峡ミュージアム駐車場		
	北九州市門司港レトロ駐車場		
	北九州市門司麦酒煉瓦館駐車場		
北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（別表第1、別表第1の2関係）	北九州市立勝山公園駐車施設	普通自動車とは、 <u>道路交通法施行規則第2条</u> に規定する普通自動車をいう。	普通自動車とは、 <u>改正前の道路交通法第3条</u> に規定する普通自動車をいう。
	北九州市立三萩野公園駐車施設		
	北九州市立白野江植物公園駐車施設	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、 <u>道路交通法</u> 第3条に規定するところによる。	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、 <u>改正前の道路交通法第3条</u> に規定するところによる。
	到津の森公園駐車施設		
	北九州市立山田緑地駐車施設		
北九州市立響灘緑地駐車施設			

(次頁に続く)

(続き)

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（別表第3関係）	北九州市立自然史・歴史博物館駐車場	
北九州市平尾台自然の郷条例（別表関係）	北九州市平尾台自然の郷駐車場	

2 施行期日

平成29年3月12日

N o 1 0	北九州市臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(港湾空港局港営部港営課)</p>
<p>港湾法の一部改正等に伴い、臨港地区内の分区における構築物の規制の適正化を図るため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分区において建設できる構築物の追加（別表第4、別表第6、別表第7関係） <p style="margin-left: 40px;">法改正により新たに定義された港湾情報提供施設については、全ての分区において建設できることとする。</p> 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備（別表第1関係） <p style="margin-left: 40px;">商港区等において建設できない構築物として、特定遊興飲食店営業を営むものを加える。</p> 3 施行期日 <p style="margin-left: 40px;">公布の日</p> 	

N o
1 1

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例について

(教育委員会学務部権限移譲準備室)

市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関し必要な事項を定めるもの

1 条例の内容

- (1) 趣旨 (第1条)
- (2) 定義 (第2条)
- (3) 給与の支払 (第3条、第4条)
- (4) 給料 (第5条、第6条)
- (5) 給料表 (第7条)
- (6) 基準となる職務等 (第8条)
- (7) 給料の決定 (第9条)
- (8) 職務の級、初任給、昇格、昇給等 (第10条—第13条)
- (9) 給料の支給 (第14条、第15条)
- (10) 給料の調整額 (第16条)
- (11) 管理職手当 (第17条)
- (12) 扶養手当 (第18条、第19条)
- (13) 地域手当 (第20条)
- (14) 住居手当 (第21条)
- (15) 通勤手当 (第22条)
- (16) 単身赴任手当 (第23条)
- (17) 給与の減額 (第24条)
- (18) 時間外勤務手当 (第25条)
- (19) 休日勤務手当 (第26条)
- (20) 夜間勤務手当 (第27条)

(次頁に続く)

(続き)

- (21) 勤務1時間当たりの給与額の算出(第28条)
- (22) 宿日直手当(第29条)
- (23) 管理職員特別勤務手当(第30条)
- (24) 時間外勤務手当等に関する規定の適用除外(第31条)
- (25) 期末手当(第32条―第34条)
- (26) 勤勉手当(第35条、第36条)
- (27) 義務教育等教員特別手当(第37条)
- (28) 特殊勤務手当(第38条)
- (29) へき地手当等(第39条―第42条)
- (30) 災害派遣手当(第43条)
- (31) 扶養手当、地域手当等の支給方法(第44条)
- (32) 臨時的任用職員の給与(第45条)
- (33) 非常勤職員の給与(第46条)
- (34) 休職者の給与(第47条)
- (35) 専従休職者の給与(第48条)
- (36) 人事委員会への委任(第49条)

2 施行期日

平成29年4月1日

No 12	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例について (教育委員会学務部権限移譲準備室)
<p>市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 趣旨 (第1条)(2) 適用範囲 (第2条)(3) 給料の月額減額改定以外の理由により給料の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例 (第3条)(4) 退職手当の調整額 (第4条)(5) 勤続期間の計算等 (第5条)(6) 教職員が退職した後に引き続き教職員となった場合等における退職手当の不支給 (第6条)(7) 北九州市職員退職手当支給条例の適用等 (第7条)(8) 委任 (第8条) <p>2 施行期日</p> <p>平成29年4月1日</p>	

No 13	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例について (教育委員会学務部権限移譲準備室)
<p>市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 趣旨 (第1条)</p> <p>(2) 自家用車使用による旅費 (第2条)</p> <p>教職員が、教育委員会の承認を受けて、自家用車を使用して旅行をした場合は、教育委員会規則に規定する車賃の額を支給することを定める。</p> <p>(3) 勤務地内出張の旅費 (第3条)</p> <p>(4) 準用 (第4条)</p> <p>(5) 委任 (第5条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成29年4月1日</p>	

<p>N o 1 4</p>	<p>北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について (教育委員会学務部権限移譲準備室)</p>
<p>市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 趣旨 (第1条)</p> <p>(2) 勤務時間 (第2条)</p> <p>(3) 休憩時間 (第3条)</p> <p>(4) 週休日 (第4条)</p> <p>(5) 勤務時間の割振り (第5条)</p> <p>(6) 育児時間 (第6条)</p> <p>(7) 休日 (第7条)</p> <p>(8) 時間外勤務及び休日勤務 (第8条)</p> <p>(9) 宿日直勤務 (第9条)</p> <p>(10) 育児を行う教職員の時間外勤務等の制限 (第10条)</p> <p>(11) 育児又は介護を行う教職員の深夜勤務の制限 (第11条)</p> <p>(12) 週休日の振替及び休日の代休 (第12条)</p> <p>(13) 適用除外 (第13条)</p> <p>(14) 休暇 (第14条)</p> <p>(15) 非常勤職員等 (第15条)</p> <p>(16) 委任 (第16条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成29年4月1日</p>	

<p>N o 1 5</p>	<p>北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の自己啓発等休業に関する条例について (教育委員会学務部権限移譲準備室)</p>
<p>市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 趣旨 (第1条)</p> <p>(2) 国際貢献活動に係る奉仕活動 (第2条)</p> <p>ア 独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動</p> <p>イ 外国の都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動</p> <p>(3) 準用 (第3条)</p> <p>(4) 委任 (第4条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成29年4月1日</p>	

<p>N o 1 6</p>	<p>北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について (教育委員会学務部権限移譲準備室)</p>
<p>市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、関係条例を改めるもの</p> <p>1 改正する条例</p> <p>(1) 北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(第1条関係)</p> <p>(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例(第2条関係)</p> <p>(3) 北九州市職員の育児休業等に関する条例(第3条関係)</p> <p>(4) 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例(第4条関係)</p> <p>(5) 北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(第5条関係)</p> <p>(6) 北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例(第6条関係)</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 1(1)については、適用対象となる学校の種類に小学校、中学校及び特別支援学校を追加し、題名を「北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」とする。</p> <p>(2) 1(2)から(6)までについては、県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員が適用対象となることから必要な規定の整備を行うもの。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

3 施行期日

平成29年4月1日

No 17	財産の出資について <div style="text-align: right;">(企画調整局政策部企画課)</div>
----------	--

公立大学法人北九州市立大学に財産を出資するもの

1 出資の目的とする財産

土地

所在地	地目	面積 (㎡)	評価額 (円)
若松区ひびきの 1番112	宅地	10,565.44	325,000,000

No 18	公立大学法人北九州市立大学定款の一部変更について <div style="text-align: right;">(企画調整局政策部企画課)</div>
----------	---

公立大学法人北九州市立大学への財産の出資に伴い、公立大学法人北九州市立大学定款の一部を変更するもの

1 出資財産の追加（別表第1関係）

資産の種別	所在地	地目	面積（㎡）
土地	若松区ひびきの1番112	宅地	10,565.44

2 施行期日

総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日

No 20	総合療育センター改築電気工事請負契約締結について <p style="text-align: right;">(技術監理局契約部契約課)</p>
<p>1 契約金額 16億6,829万4,360円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工 期 契約締結の日から平成30年7月3日まで</p> <p>4 契約の相手方 福岡市南区那の川一丁目23番35号 九電工・ハッセイ共同企業体</p>	

<p>N o 2 1</p>	<p>総合療育センター改築機械工事請負契約締結について (技術監理局契約部契約課)</p>
<p>1 契約金額 16億3,490万4,000円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工 期 契約締結の日から平成30年7月3日まで</p> <p>4 契約の相手方 福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号 高砂熱学・ダック技建建設工事共同企業体</p>	

No 22	小倉南図書館新築工事請負契約締結について (技術監理局契約部契約課)
	<p>1 契約金額 6億2,856万円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工 期 契約締結の日から平成30年3月5日まで</p> <p>4 契約の相手方 小倉北区中井五丁目7番29号 美里建設株式会社</p>

No 23	当せん金付証券の発売について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p>
<p>平成29年度において本市が発売する当せん金付証券の発売総額の範囲を定めるもの</p> <p>発売総額 135億円以内</p>	

No
24

市道路線の認定、変更及び廃止について

(建設局総務部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	11路線	1,009m	5,368㎡
変更	4路線	△353m	△1,283㎡
廃止	3路線	△141m	△353㎡

No 25	鹿児島本線八幡・黒崎間城山西線藤田架道橋改築工事委託協定の 一部変更について <div style="text-align: right;">(建設局道路部街路課)</div>
<p>鹿児島本線八幡・黒崎間城山西線藤田架道橋改築工事委託協定の一部 を変更するもの</p> <p>1 既決委託金額 22億3,800万円</p> <p>2 変更委託金額 24億3,300万円</p>	

<p>N o 2 6</p>	<p>鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町 牧山海岸線架道橋新設工事委託協定締結について (建設局道路部街路課)</p>
<p>鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧 山海岸線架道橋新設工事委託協定を締結するもの</p> <p>1 委託金額 39億9,988万7,000円</p> <p>2 委託方法 随意契約</p> <p>3 委託期間 協定締結の日から平成32年3月31日まで</p> <p>4 委託の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 青柳俊彦</p>	

N o 27～29	指定管理者の指定について（北九州市立小池学園等） （保健福祉局障害福祉部障害者支援課）
--------------	--

北九州市立小池学園等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
27	北九州市立小池学園	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
28	北九州市立戸畑障害者地域活動センター	社会福祉法人北九州障害者福祉事業協会	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
29	北九州市障害者スポーツセンター	北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体	

<p>N o 3 0</p>	<p>指定管理者の指定について（北九州市立かぐめよし少年自然の家） （子ども家庭局子ども家庭部青少年課）</p>
<p>北九州市立かぐめよし少年自然の家について、指定管理者を指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州市立かぐめよし少年自然の家 2 指定管理者に指定するもの 玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体 3 指定する期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで 	

No 31	指定管理者の指定について（北九州市立勝山公園等） （建設局公園緑地部公園管理課）
----------	---

北九州市立勝山公園等について、指定管理者を指定するもの

指定管理者に管理を行 わせる施設	指定管理者に指定す るもの	指定する期間
北九州市立勝山公園	北九州パークマネジ メント共同事業体	平成29年4月1 日から平成34年 3月31日まで
北九州市立あさの汐風 公園		

No.	件名	要 旨	
平成 28 年 度 予 算 規 模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	199 億 599 万円	5,754 億 1,370 万 5 千円
	特別会計	5 億 1,452 万 2 千円	5,709 億 5,482 万 8 千円
	企業会計	16 億円	1,257 億 7,265 万円
	合 計	220 億 2,051 万 2 千円	1 兆 2,721 億 4,118 万 3 千円
32	平成 28 年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 199 億 599 万円 (債務負担) △ 1 億 7,503 万円 2 総 額 5,754 億 1,370 万 5 千円	
33	平成 28 年度北九州市 渡船特別会計 補正予算について	1 補正額 363 万 6 千円 2 総 額 3 億 1,923 万 6 千円	
34	平成 28 年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円 2 総 額 14 億 9,500 万円	
35	平成 28 年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円 2 総 額 45 億 6,500 万円	

36	平成 28 年度北九州市 公債償還特別会計 補正予算について	1 補正額 2 億 4,000 万円 2 総 額 1,933 億 4,300 万円
37	平成 28 年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 2 億 4,000 万円 (債務負担) 4 億 8,900 万円 2 総 額 41 億 3,300 万円
38	平成 28 年度北九州市 介護保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2,609 万 9 千円 2 総 額 936 億 1,690 万 5 千円
39	平成 28 年度北九州市 学術研究都市土地区画 整理特別会計 補正予算について	1 補正額 478 万 7 千円 2 総 額 25 億 4,278 万 7 千円
40	平成 28 年度北九州市 工業用水道事業会計 補正予算について	1 補正額 1 億円 2 総 額 30 億 189 万円
41	平成 28 年度北九州市 病院事業会計 補正予算について	1 補正額 9 億円 2 総 額 330 億 3,971 万円
42	平成 28 年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額 6 億円 2 総 額 537 億 1,860 万円